

令和4年2月21日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市公立大学法人評価委員会
委員長 今井 裕



意見書

公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）の業務を継続させる必要性の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第79条の2第2項に基づく上田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は下記のとおりである。

記

法第79条の2第2項の規定に基づき、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討については、次のことに留意し、引き続き、法人に業務を継続させることが妥当である。

- （1）第2期中期目標及び同中期計画の策定にあたり、地方独立行政法人法第79条の2に基づく所要の措置として、認証評価機関における大学認証評価結果（平成27年度）及び評価委員会における中期目標期間の見込評価結果（令和3年度）における課題・改善点等を反映させることとする。